平成２２年（フ）第１７９号
茨城県稲敷郡美浦村大字美駒2500番地２
Ａ―22棟104号
債務者　大平　真知（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４３号
千葉県茂原市六ツ野2093番地８
債務者　横田　　環
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
千葉県いすみ市岬町椎木840番地５
債務者　渡邊　喜助
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
千葉県勝浦市鵜原124番地の３
債務者　吉野　光江
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
千葉県勝浦市墨名733番地　三日月黒潮寮208号
債務者　丸山　清美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
千葉県いすみ市日在1613番地９
債務者　吉野　朝夫
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
千葉県長生郡長柄町針ヶ谷223番地８
債務者　阿南　峯芳
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
千葉県茂原市下永吉284番地２
債務者　御園　昭浩
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
金沢市田上町29―１街区９番地１
債務者　福嶋　裕明
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１４１号
石川県白山市西柏１丁目７番地18、従前の住所石川県白山市笠間新１丁目84番地
債務者　ドットパパこと　西尾　昭憲
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１６３号
金沢市彦三町２丁目１番36号
債務者　竹田　絹江
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１９１号
金沢市八日市２丁目700番地
債務者　北村　龍治
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１９２号
金沢市八日市２丁目700番地
債務者　北村清代美
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２０３号
石川県石川郡野々市町本町４丁目７番16号珠英荘25号、従前の住所金沢市宮保町ニ68番地１
債務者　水本　一夫
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３３号
福井県敦賀市新松島町14番５号
債務者　畠　　敦美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第１８２号
山梨県甲府市荒川２丁目３番23号
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
山梨県甲府市古府中町4837番地
債務者　永山　一美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係